

第37回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和元年10月8日（火）13：30～14：26

2. 場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、佐野委員、中西委員
内閣府原子力政策担当室
十時審議官、竹内参事官
内閣府原子力防災担当
貫名参事官

4. 議 題

- (1) 原子力防災対策の現状
- (2) その他

5. 配布資料

- (1) 原子力防災対策の現状

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから、第37回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目が原子力防災対策の現状、内閣府原子力防災担当、二つ目がその他です。

本日の会議は14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 2011年3月に発生した東電福島第一原発事故の教訓を踏まえて、政府の原子力災害対策に関する枠組み及び原子力防災体制が見直されました。原子力白書においても、原子力災害対策に関する取組として原子力防災について記載しているところがございますが、

今回は、内閣府の原子力防災担当をお呼びして、改めて体制、業務内容等を御説明いただきたいと思います。

本日は、内閣府原子力防災担当の貫名参事官にお越しいただいております。

それでは、説明の方をよろしく願いいたします。

(貫名参事官) 失礼いたしました。内閣府の原子力防災で総括担当の参事官をさせていただきます貫名と申します。

それでは、早速ですが、この資料を用いまして、本日の御説明をさせていただきたいと思っております。ふだん、この「原子力防災対策の現状」という題名で、所管事項、原子力防災担当として所管している事項について説明している資料を基本に、御説明させていただこうと思っております。

1 ページめくっていただければと思います。

目次がございますが、こちらを飛ばしていただきまして、次に所掌業務とあります。

その次に、内閣府（原子力防災）の主な業務というような形で、2 ページがございます。こちらにありますように、青い線のところにありますように、大きく三つの業務をやっているというふうなことになります。

一つ目は、地方公共団体が作ります地域防災計画、避難計画の作成の充実化に支援をするということがございます。

そして2 番目が、関係道府県への財政的支援ということで、これらの避難計画について、必要な資機材等に関して財政的支援を行っているということになります。

そして三つ目が、これら計画作られたものに関して、訓練、そして研修、こういったことを行っているということになります。

この一つ目の青い線のところにあります黒いところ、黒い四角を読んでいただければ分かりますように、平成25年9月3日の原子力防災会議におきまして、関係地方公共団体の避難計画作成に関係省庁が全面的に取り組むという方針を決定いたしました。これを基に、原子力発電所があります13地域に地域原子力防災協議会を設置して、国と自治体が一体となって計画の策定・充実化の取組を実施しているというところがございます。詳しくはまた後ほど御説明させていただきます。

では続きまして、次のページにいかせていただきます。平時・緊急時における原子力防災体制ということで書いております。

平時におきましては、先ほどもありましたけれども、避難計画を作成するというところで、

こちらを最終的には原子力防災会議にかけるといふ、そういった対応はございます。こちらの方で原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進、それから原子力防災に関する平時の総合調整といったものをするということで、議長が内閣総理大臣、副議長が内閣官房長官、環境大臣、それから原子力防災担当大臣と、規制委員長等も副議長というような体制になって、そして議員は全ての国務大臣ということになります。

そして、原子力発電所で何か事故が発生したと、しかも、それが非常に大きくなったというようなときに、原子力災害対策本部というものが立ち上がります。こちらは原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策、それから原子力災害事後対策の総合調整を行うということになっておりまして、こちらの会議の構成も平時の原子力防災会議とよく似ておりまして、本部長が内閣総理大臣、そして副本部長が内閣官房長官、環境大臣、それから内閣府特命担当大臣の原子力防災、それから原子力規制委員長といったような形で、本部員は全ての国務大臣ということになっております。

ということで、国を挙げて、平時、そして緊急時の原子力の防災体制を実施していくということになっております。

続きまして、4ページですね。

3番目、3. 原子力災害時の基本的な対応行動と書いてあるところに、緊急時、どのような事態進展を想定しているかという、事態進展というか、どういった場合にどういった対応をするかということを書いております。

基本的なことを書いておりまして、一番上に書いてありますが、情報収集事態ということで、原子力発電所が所在する市町村で震度5弱又は5強の地震があった場合には、情報を収集するというので、規制庁の方に原子力規制委員会と内閣府の合同情報連絡室が立ち上がりまして、情報を集めるということで、余りこういう震度5とかで原子炉に異常が発生するということはずありませんので、今までも、集まって異常がないということを確認して、関係者に連絡をして解散するといったようなことが行われております。

そして、警戒事態ということで、こちらは、例えば所在市町村で震度6弱以上の地震が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部というものを立ち上げますということでございます。こちらの方でも情報を収集して情報提供するということが基本になります。

さらに、これがまた事態が悪化していった場合に、事態が変わっていくということで、施設敷地緊急事態、原災法10条に認められるような事態が発生した場合に、一番右の対応行

動のところにありますけれども、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部というのが立ち上がります。こちらは内閣府の特命担当大臣等が官邸の会議室に参集いたしまして、内閣府の副大臣は現地対策本部長として現地に派遣されるというようなこととなります。どういったことが起きた場合、こういうことがあるかということで、例示ですが、このほかにもいろいろありますが、例えば原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水が不可能の場合とか、あるいは全ての交流電源喪失が30分以上継続するといったようなことが起きた場合に、こういった合同対策本部が立ち上がるということになります。

それから、全面緊急事態という、更に事態が悪化をしていくと、今度は原子力災害対策本部ということで、先ほど御説明いたしました、総理がトップになります原子力災害対策本部といったようなことになっていくということになります。

次のページの5ページに、そのときの内閣府大臣・副大臣・政務官の役割と書いていますが、先ほども御説明しましたが、施設敷地緊急事態になりましたら、2の施設敷地緊急事態（原災法第10条）と書いてあるところに、一番下にありますが、副大臣が現地のオフサイトセンターへ移動いたしまして、現地対策本部長として現地の指揮をとる。それから、大臣は原子力規制委員会に内閣府原子力事故合同対策本部の本部長として、官邸で指揮をとるといったような形になりますということでございます。

ここは重複が多いので、これぐらいに御説明を省かせていただきまして、続きまして6ページ、こちらは図にしたものでございます。原子力災害対策本部、要は、いよいよ非常に事態が悪化した後の体制を書いておりますけれども、原子力災害対策本部が立ち上がって、本部長は内閣総理大臣ということで、全ての国务大臣が、本部員が、原子力災害対策本部が立ち上がるということになります。

これを支えるのが原子力災害対策本部事務局ということになりまして、官邸、そしてERC、これは規制庁の方にありますけれども、原子力規制庁の方に立ち上がるERCチームと官邸チームでこの原子力災害対策本部を支援するというような体制になっております。

そして、左の下に黄色で原子力施設事態即応センターというのが書いてありますが、こちらは原子力事業所の方の対応になります。これは、原子力事業所の本店に立ち上がりまして、規制庁の職員等も派遣されて、ERCと密な連絡をとって、今のオンサイトの状況というものをご即時にERCと交換する。

そして、右下の方に緑のオフサイト対応というところがございますが、こちらの方は、先ほども申し上げましたが、副大臣がオフサイトセンターに行って本部長となり、自治体と連

携をとりながら、こちらの状況もE R Cと密に連絡をとって対応を行うという、そういった体制になっております。

続きまして、このオフサイトセンター、先ほど御説明した現地の最前線の基地になりますけれども、こちらは全国のオフサイトセンターの場所を表しておりますということで、原子力施設あるいは原子力発電所の近くにそれぞれオフサイトセンターというのを設けて、こちらの方でいつでも指揮できるようにという形で、通信網とかの整備をしているというところでございます。

続きまして、8ページになります。地域防災計画・避難計画の策定と支援体制。今まで御説明したのが緊急時にどうなるかということでございますが、8ページで御説明しておりますのは平時にどのような備えをするか。要は、計画をどのように策定していくかということの説明している図になっております。

こちらの左上にあります中央防災会議で防災基本計画、災害対策基本法に基づく防災基本計画を策定する。この中に原子力災害対策編が存在します。

そして、その下に原子力規制委員会とありますけれども、原子力災害対策指針、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、原子力災害対策に関する専門的・技術的事項を規定すると。

このような二つの防災基本計画と原子力災害対策指針を基に、県・市町村の方で県防災会議・市町村防災会議の方で地域防災計画、これは避難計画が含まれますけれども、これらを策定していただく。これが、その地域防災計画の原子力災害対策編に位置づけられるということになります。こちらが、原子力災害対策指針、そして防災基本計画に基づいて、地域の実情に精通した関係自治体で作成するということが、災害対策基本法として規定されているところでございます。

ただ、これでもう地方公共団体にお任せというわけではなくて、先ほども言いましたが、国を挙げて支援していくということになっておりますので、その1個右のところに緑の箱がありますけれども、地域原子力防災協議会というのがございます。こちらは原発が立地する13の地域ごとに内閣府の方で設置をしております。内閣府、そして規制庁をはじめとしまして国の全ての関係省庁と、そして計画を策定する関係自治体等が参加しまして、各自治体の避難計画を含む緊急時にどう対応するか、「緊急時対応」と呼んでおりますが、こちらの当該地域の緊急時対応を取りまとめまして、原子力災害対策指針に照らして、具体的かつ合理的であるということを確認するという行っております。

それで、地域原子力防災協議会で確認されたものを、先ほど御説明いたしました原子力防災会議、全閣僚と原子力規制委員長とで構成される原子力防災会議の方で、同じように具体的かつ合理的だとなっているということに関して、国として了承するということになっております。

この場合、国による自治体支援の具体的内容ということで、一番下へ書いておりますけれども、これには何が特徴かという、避難ということではあるのですけれども、自治体任せにはしないで、計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保、それから地域が抱える課題を共に解決するという、国が前面に立って自治体をしっかりと支援していくというところが大きく変わっているというところでございます。先ほど、一番最初にもありましたけれども、資機材等については国の交付金等により支援をしているというところでございます。

続きまして、次のページになります。

現在、そういった取組をやってまいりまして、現在のところで緊急時の対応が取りまとまっている状況を御説明しているのが9ページと。

日本地図に落としておりますけれども、この黄色のところは緊急時対応が取りまとめられた地域でございます。上から、泊地域、それから高浜・大飯地域、そして伊方地域、玄海地域、川内地域ということで、今のところ六つの地域で緊急時対応が各地域で確認され、そして、原子力防災会議で了承されているということになります。

薄緑にありますところが、まだこれから緊急時対応を取りまとめていくということで、今、鋭意検討を進めているところでございます。

続きまして、10ページでございます。

10ページは、今絵で表したものを表に表したもので、できている地域に関して、地域名、緊急時対応、そして対象となる原子力施設、地域原子力防災協議会の月、それから原子力防災会議で了承したときの月、それから計画の改定等を簡単に取りまとめたものとなっております。

続きまして、11ページになります。11ページは、一番最初の主な業務の中で三つ目に取り上げました訓練や研修といったところに当たるところでございます。

原子力災害特別措置法第13条第1項に基づいて、防災訓練を行うということが定められておりまして、年に1回、大きな原子力総合防災訓練を行っております。今年度は11月上旬に島根で行う予定ですが、去年は福井で行ったところでございます。

この訓練、非常に大々的に、官邸のオペレーションから地元のオペレーションまで全てを実施するというような大きな訓練になっておりまして、当日は総理大臣も参加していただいて、国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認、あるいはマニュアル等の手順の確認、そして避難計画の検証、緊急時対応等の検討、そして要員の技能の習熟といったことを目的に実施しているところがございます。毎年ここでこういった訓練を行いまして、この訓練で見えてきた課題をまたP D C Aサイクルで回して、その要員の習熟だとか、あるいは先ほどの指針まで響くことは余りないですけども、マニュアル等の改正を毎年行っているというところがございます。

最後に、所管事項の最後のところですが、12ページに、原子力防災に関する国際対応ということで書いております。

こちらは様々な国際機関や、あるいは二国間の協力をやっておりますけれども、メインは国際原子力機関（I A E A）における、原子力防災に係る加盟国間の情報共有の枠組みや、国際基準の策定・検討に参加をさせていただいて、最新の情報を入手するといったことを常に怠らずに、やはり、確かに、ほかのところでしっかりとどのようなことが行われているかということ、常に情報収集するといったことを怠らずにしているというところがございます。

次に、予算の事項の説明に移らせていただきます。

予算事項の次のページをめくっていただければと思いますが、ページは14ページになります。

先ほど、地方公共団体の方に財政的支援を行っているということを申しましたが、一番主なこの財政的支援は、こちらにあります原子力発電施設等緊急時安全対策交付金ということになります。こちらの内容が1、2、3、4と書いてありますが、1が緊急時連絡網整備等事業、2が防災活動資機材等整備事業、それから3が緊急時対策調査・普及等事業、4が緊急事態応急対策等拠点施設整備事業ということになります。

一つ目の緊急時連絡網整備等事業でございますが、こちらの方、立道府県と国の機関、要はオフサイトセンターですね。あるいは、所在市町村と県とを結ぶ緊急時の連絡網、統合原子力防災ネットワークというネットワークを持っておりますけれども、こちらは緊急時の連絡を行う連絡網を整備すると同時に、それらの維持管理の費用も支援をするということになっております。

右側に、1のところに写真が載っておりますが、テレビ会議システムが左上に載っていま

すし、あるいは放射線量の情報等の情報通信設備、あるいは通信機器、それらの通信料といったものが支援の対象ということになっております。

それから2番目、防災活動資機材等整備事業ということで、こちらの方は、緊急時における住民の安全を確保するための施設や、防災業務事業者の安全確保をするための物品の整備、そして原子力災害医療に用いる施設及び物品、そういったものに関して支援をするということで、具体的には右の四角のところにありますけれども、原子力災害医療体制ということで、そこで使うような、原子力関係に特化したような設備が必要な場合にはそちらへの補助金とか、あるいは放射線測定器、安定ヨウ素剤、防護服といった、非常に原子力防災に携わるときに特殊な資機材はこちらの方で支援しているということでございます。

3番目が、左下に書いてありますけれども、写真は総合防災訓練の様様を書いてありますが、ここで交付金をやっているのは、県の方で訓練を独自にやられているところが多いので、そういったものにかかる費用ですとか、あるいは研修にかかる費用、そして、ここに普及等事業ともありますように、一般の方々への原子力防災の普及事業等にも交付金を配賦しているということでございます。

右下にあります緊急事態応急対策等拠点施設ということで、これは先ほどからオフサイトセンターと呼んでいたものの正式名称ですが、オフサイトセンターということで、現地の災害対策本部になります施設の整備をこちらの方でやっている。あるいは、維持費もこちらの方で交付しているということになります。

以上が緊急時安全対策交付金ですが、次のページにいきまして、原子力災害時避難円滑化モデル実証事業というのがございます。こちらの方は、やはり避難が円滑に行われるということは非常に大事だということで、モデル実証事業を昨年度から実施しています。

簡単に申し上げますと、右に緑の箱があります。その中に①と書いてありますけれども、緊急時に避難の改善効果が見込まれるモデル経路をまず選定をしますと。そういったモデル経路を選定した上で、その場所で交通誘導対策等、各モデル地区に応じた対策をまず考えますと。例えば一方通行。いざとなったときには一方通行化すると。ふだんは一方通行化していないのだけれども、避難のときには一方通行化するための計画の作成や、あるいはそれに必要な資機材といったものをここで整備する。あるいは、信号機の点灯時間をこういう避難のときだけ変えるといったような、既存インフラを強化するといったようなことを考えると。そしてさらに、やはりバスがすれ違えないような本当に狭い場所が局部的に存在する場合は、そこを若干拡幅したり、あるいは、それに応じてのり面を対策するといったようなことを組

み合わせることによって、避難が円滑化できるようなモデル地区を選んで、そちらを改善して、それらの実証事業を今やっているというところでございます。

続きまして16ページ。こちらの方は、国が行います防災研修、それから防災研究の方でございます。

こちらにありますように、事業内容のところにあります。原子力防災研修事業、防災研究事業、そして国際調査等ということになっております。先ほども申し上げましたけれども、国際的な状況がどうなっているかというのを、常に最新情報を集めるという意味で、国際調査等も行っておりますし、防災研究の方も、放射線遮蔽の技術評価といったようなことも若干行っているということです。

ただ、ここでメインなのは、やはり防災研修ということになります。ここで次のページにいきまして、事故が起きてから、やはりより実践的な研修を実施していかなければならないということで、常にPDCAを回しながら訓練を行うのですけれども、その研修も同じくやっていくということで、基礎能力、それから中核人材、実務人材といったようなものに分けて、まず、よく分かっていない人に基礎能力から、原子力災害対応要員の研修、そして図上演習というのをやりながら、中核人材、実際の場面で意思決定を行わなければいけないような人間に対しては意思決定者向けの研修、そして、実務人材ということで、避難の役割に応じた研修を我々の方でプログラムを作りながら、そのプログラム自体をPDCAで回しながら研修をよくしていつているという状況で、この基礎能力に関しては大体こういった内容、座学が中心なのですが、図上演習も含めて大体こういった内容をやればいいのかというのが固まってまいりましたので、地方公共団体の方にもそういった基礎研修、あるいは関係者の研修といったものをしていただくというような段階に来ておまして、今、中核人材の方を、非常にこのプログラムを改善に向けて、一生懸命実施しているという最中でございます。

続きまして、18ページになります。こちらは、先ほどの交付金と同じく、毎年ではありませんが、補助金でやっているものでございます。

こちらの方は原子力発電所地域における防災対策の充実・強化ということで、左の下に事業の内容・実施項目ということがございますが、放射線防護対策等事業、それから原子力災害医療施設等整備事業、そして緊急時モニタリング機能確保事業といったようなことを実施していると。

比較的小金のかかるようなものに関しては補助金で実施しているということでございます。

て、こちら、右の方で見ていただければと思いますが、まず下の方から、原子力災害医療施設等の整備ということで、内部被ばく検査機器の設置ですとか、線量測定、除染措置用の施設の整備といったようなものを、その立地地域の病院等に整備を、県から要望があったものに関して整備をしている。

あるいは、右下にあります、電子線量計等の通信多重化ということで、電子線量計に関して、今設置しておりますけれども、一部まだ通信が携帯電話網だけしかつながっていなかったというものもございましたので、衛星携帯電話の方に更に多重化してつなげるといったような事業も今やっている最中で、来年度にこちらの多重化の方は終了する予定になっております。

上にあります放射線防護対策等事業のイメージであります、次のページが大きく書いてありますので、次のページで御説明させていただきます。

屋内退避施設等の放射線防護対策工事のイメージというふうに書いてありますけれども、福島事故のときに非常に大きな反省点として、寝たきりの方とか非常に病気が重篤な方を何の準備もなく避難をすぐさせてしまったがために、移動中あるいは移動先の避難先でお亡くなりになるという、ちょっと痛ましいことがございました。やはりそういう方々はちゃんと避難の準備ができてから避難をするということが大事だということで、まずは屋内退避をしっかりと、避難の手段、あるいは避難先の受け入れ態勢が整った段階で避難をするといったようなために、まず屋内退避をするということで、社会福祉施設ですとか病院とかに放射線防護対策工事というのを実施しております。

どういったものかといいますと、万が一原子力事故が起きたときに放射性物質が放出されると、その中で建物の中を圧力を上げる、陽圧化することによって、建物の中に窓とかドアとかから、圧力の関係で放射性物質が入ってこないようにすると。入れるのは、フィルターを入れた吸い込み口のところからだけ空気を入れ込んで、そこで放射性物質を除去して空気を入れて、その中は放射性物質がないような状況にするというような工事が放射線防護対策工事です。こちらの、複合災害等も考えると電気が通っているかどうかというのが分からないということもありますので、陽圧化装置を動かすための非常用発電設備も一緒に整備をいたしますし、これは空気が余り漏れると圧力高まりませんので気密性の工事、玄関出入り口の二重扉化や、壁や窓枠等を補強するといったことをやっております。最後、差圧計と書いてありますけれども、本当に圧力が外と中で圧力差があるかどうかというのをやはりちゃんと見られないと、これがちゃんと動いているかどうか分かりませんので差圧計というのを付

けて、こういった工事を、そういう要配慮者等の施設に工事を行うといったようなこともやっているとこのところでございます。

続きまして、参考になります。参考なのですが、1ポツの東京電力福島第一原子力発電所事故で得られた教訓とその教訓を踏まえて現在実施している主な対策の、このページだけ御説明させていただければというふうに思っております。

次のページの21ページになります。4ページでございます。そのうちの1ページ目ですが、まず、原子力災害対策重点区域ということで、先ほど余り御説明もせず使っておりますけれども、PAZとかUPZといったような形で、事前に重点的に対策をとっておかなければいけない区域というのが、福島事故の前はEPZということで8～10キロ程度ということで考えられていたのですが、住民の避難や屋内退避の範囲が事前に準備していた対策の範囲を大幅に超えて、どんどん超えていったということがございます。これを反省を受けて、現在の規定では、原子力防災対策をあらかじめ準備する範囲を、UPZで30キロという形で設定をしているということでございます。

それから、緊急事態区分ということで、事故の前は、事故の進展に応じて避難区域を徐々に拡大していくと。避難区域は20～30キロ圏、その後、30キロ圏外の北西部を計画的避難区域に設定した結果、多くの住民が避難先を転々とせざるを得なかったというようなことがございました。こういったこともございましたので、右にありますように改善しております。発電所からおおむね5キロ圏内をPAZ、おおむね5～30キロ圏内をUPZと設定いたしまして、全面緊急事態に至れば、PAZはまず即時に避難。要は、放射性物質が放出される前に避難。UPZは屋内退避を実施すると。その後、緊急時モニタリングの結果によって、放射線の空間線量率に応じて、避難又は一時移転を実施すべき地域を特定して防護措置を実施していくというような対応に変えております。

では次の、続いて2ページ目でございます。

先ほどもございましたが、要配慮者対策ですね。避難中又は避難先で亡くなるということもございましたので、緊急事態の早期段階で避難を開始すると共に、移動によりリスクが高まる人は放射線防護施設にとどまって準備を待つということにしております。

左下になります。住民の避難先、避難ルート、避難手段ということで、広範囲の住民の避難が福島の事故のときには必要となり、渋滞、避難先の確保など、避難に当たって混乱がかなり生じたという反省点に基づいて、あらかじめ計画をしていくということを重視しているということでございます。

続きまして、3ページにいきます。

オフサイトセンターです。現地対策本部が置かれた福島のオフサイトセンターは、発電所に近く、放射線量率が上昇したため移転を余儀なくされてしまったということで、最前線基地としての役目をそこでは行うことができずに、県庁の横まで移転しなければいけなくなったという反省点を踏まえまして、今回オフサイトセンターの立地条件を見直しまして、近距離にあるものや、あるいは津波の影響を受けるおそれのあるものは移設をいたしております。放射線防護対策の措置や衛星回線による通信ネットワークも強化をしているということでございます。

そして、複合災害ということで、原子力発電所事故に伴う避難指示等により、地震・津波の被害者等の捜索・救助等の業務が困難だったというような反省点を踏まえまして、自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整えまして、複合災害発生時の体制を強化しているというところでございます。

続きまして24ページ、こちらは物資の調達ということで、当時、屋内退避指示の対象となったので、物資の輸送が困難だったというようなことがございました。これに関して、計画時点で備蓄をしっかりと実施すること、そして自治体間で物資を調整し配布するという体制を整備して、輸送等に関する協定を民間とも結ぶといった対策をとっているというところでございます。

ちょっと駆け足で御説明いたしましたが、あとは本当に参考資料となりますので、御説明は以上とさせていただきますと思います。

拙い説明、失礼いたしました。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 詳細な御説明、ありがとうございます。

要するに、福島事故からなるべく多くの教訓を得て、それに対する対策を十分練るということだと思います。そういう意味では、最後に説明された七つの主要な教訓を得ている訳ですが、こういう作業が一番求められていると思います。質問は、教訓に対する対策の周知徹底について、実際、自治体、輸送業者、住民等に対して、周知徹底はどの程度なされているのか。また、周知徹底するためにどのようなことをされているのか。

それと関連して、緊急時対応の取りまとめの状況で、6地域については既に計画が承認されている一方で、残りの11地域ではまだ検討中な訳ですが、この各々の地域における共通問題と申しますか、つまり、どうしてまだ今の時点でもこの11か所においてまとまっていないのか、教えて下さい。

(貫名参事官) ありがとうございます。

それでは、まず周知の方法ということでございますが、一般的にはまず、原子力災害対策指針、それに基づくマニュアルとか、あるいは、様々なその通知みたいなのは、もちろん正式な文書として地方公共団体の方に通知するということが基本で、あと、年に何回か、県とテレビ会議とか、あるいは実際に集まっておいて県の担当の方の会議、こちらを開いておりますので、そちらの方で我々がやっていることの周知徹底というのはさせていただいております。

ただ、この緊急時対応ということに限りますと、先ほど8ページ目で御説明をさせていただきましたけれども、やはり地域原子力防災協議会、こちらの方で我々が音頭をとって、国の機関、そして地方公共団体の方に来ていただいて、実際の場面でどういったことが必要かといったことを考えながら、避難計画と一緒に作っていくといったことをやっております。もちろん地域のこと、実情を一番精通しておられるのは関係自治体の方々ですので、そちらの方で作っていただくのですが、我々は全国的なこういう緊急時対応を作って、一緒に作ってきたという経験から、そちらの方でアドバイスできることをしっかりアドバイスしながら一緒に作っていく。

あるいは、これは30キロという非常に大きな範囲から避難しなければならないということで、県が複数にまたがることが多いと思いますので、そちらの県への支援の要請というか、協力の要請といったようなことに関して、我々国として一緒に行ってお願いをするというようなことをやっております。

先ほどの9ページにあります緊急時対応の取りまとめの状況で、なかなか進んでいないというか、六つしかまだできていないということでございます。今も、現在も鋭意、こちら、ほかの地域も検討して進めているところではございますが、なかなか、共通の課題としては、やはり避難をするに当たって要配慮者の方の対応とか、あるいは、比較的人口の多い、避難すべき人の人口が多いところに関して言うと、避難手段とか避難先とか、そういったものを整備していくのに、やはりその県だけでは間に合わないといったような事態が結構多いので、そういったところに対して我々国としても支援をして、少しずつですが協定等を、民間

のバス会社さんとの協定とか、ほかの県のバス会社さんとの、バス協会さんとの協定とか、そういったものを結びながら、この合理的でかつ具体的だというふうを確認できるレベルにまで上げていく努力を今鋭意やっているというところでございまして、そういう意味では、今まだ六つではございますが、余りこのような場と言えませんが、できるだけ早目に、ほかの地域も、一つ、二つ、三つと作っていければというふうを考えているところでございます。(岡委員長) 中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) どうも御説明ありがとうございました。

今、原子力災害ということで、福島のことからまとめられたと思うのですけれども、福島のこととは天災が引き起こして、先ほどおっしゃったように、搬送する途中で亡くなる方もおられたとかということで、ほかの災害とやはり関係していると思うのですね。これは原子力災害に、津波とか、山崩れとか、いろいろな災害があると思うのですけれども、そこら辺の災害の取組とは連携はどんなふうになっておりますか。

(貫名参事官) いわゆる一般災害との連携ということになりますが、基本的には、この原子力災害対策本部は、立ち上がると、その自然災害の重要性に応じて非常災害対策本部なり緊急災害対策本部が政府で立ち上がっていることが想定されます。非常に大きな災害の場合ですね。自然災害は非常に小さいのだけれども原子力災害だけ起きているという場合は、原子力災害対策本部しか立ち上がっていない場合もあると思いますが、複合災害で非常に大きな、例えば南海トラフが起きるようなことがあれば、非常災害対策本部なり緊急災害対策本部が立ち上がっていると思いますが、我々が考えている原子力災害対策本部は、それらの災害対策本部と合同で、そういう場合は会議を開くことになっております。

先ほども図面で申し上げたのが6ページですかね。6ページでも申し上げましたが、現地は現地で、この現地災害対策本部には自治体の職員の方々も来ていただいております。いろいろな場面、いろいろな場所がありますが、自治体そのものの災害対策本部に知事がおられて、現地災害対策のオフサイトセンターの方に副知事がいらっしゃるといったような体制を組んでいるところもございまして、そういった一般災害との連携、情報共有、こちらは福島事故の反省も踏まえて、より強固にやっつけよう。特に実働、自衛隊とか警察とか消防の方に、いろいろ避難とかそういったことをやっていただかなければいけないというような場面もありますので、そこに関しては一括して、共同で情報共有しながらやっていくというような体制になっております。

(中西委員) もう一つ、どういうときに本部が立ち上がるか。例えば地震ですと震度6以上で

とか、4ページに書いてありますが、原子力災害というのはレベル別みたいなのを考えられているのでしょうか。

(貫名参事官) ありがとうございます。

ちょっと4ページを見ていただければと思います。ここで例示しているのは分かりやすいというか、所在市町村で震度5弱又は5強とか、所在市町村で震度6弱以上ということで、事例、例示を挙げていました。これは、要は準備をするためのトリガーになっているというふうに思っただけだと思います。

原子力災害だけを取り上げれば、この警戒事態のところでは、三つ目の○ですね。委員長等が重大な事象と認めた場合、警戒事態になる。要は、原子炉、原子力発電所で何かあったというときに、これはちょっと警戒しなければいけないぞと規制委員長が思われたら、そのときに警戒事態になるということになります。

震度6弱とか大津波警報が出たときには、要は、そういう次、重大な事象になる可能性があるかもしれないということで、準備をしておこうということで、右の方に集まるという形になっておりまして、主に規制庁の方とかに準備をする。あるいは官邸も、ふだんは特に我々が行っていないのですが、官邸に行って準備をしておくといったためのトリガーとして、こういう自然災害のやつも使っております。

(中西委員) あと、最後にもう一つ。例えば隣国で何かすごい事故があったとすると、例えばチェルノブイリのときも随分遠くまでいろいろ影響はありました。そういうのは想定されているのでしょうか

(貫名参事官) これは内閣府原子力防災の担当ではなくなりますけれども、そういう非常に大きな原子力発電所の事故がほかの国で起きた場合ということで、そういう、どんな影響が考えられるかということは、やはりこれも政府全体で考えるということで、放射線に関しての内閣官房が指揮をとる、そういう政府の全省庁を含め、全省庁ではないかもしれませんが、関係省庁がかなり多く参加する会議が行われますので、そちらの方に我々も参加して、必要なことがあれば。余り原子力防災の方が我々の知見でできることというのは多くないかもしれませんが、原子力規制委員会とか、そういったところはいろいろな助言ができるかなということかなと思います。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

原子力防災について非常に詳しく説明いただいて、随分いろいろ準備がなされたというこ

とはよく理解できました。この防災は、3ページにもあるように、原子力委員会のマターではなくて、規制委員会、規制委員長のマターですね。ですから、我々としては情報を教えていただいて、勉強して、皆さんに知っていただくという立場で今伺っております。

それで、幾つか質問させていただくと、この防災の話を伺う前に、幾つか問題意識で持っていたところは、一つは危機対応のところ、イギリスが、福島ときは非常にうまく対応したと。それで、これは調べた方を読むと、最悪事態ではなくて、モースト・リーズナブルな事態を想定して、いろいろ対策をワンボイスで発信したのだということのようなのですけれども、この辺りは、今日のお話ではなかったのですが、規制委員会あるいは委員長の下でいろいろ、実際はそういうことがなされるようになっていくという理解でよろしいでしょうか。

(貫名参事官) はい、正にそのようになっております。福島事故の反省として、とにかくいろいろな科学的・技術的な判断に政治を介入させないというのがございましたので、三条委員会である規制委員会の方でそちらの方をしっかりと、科学的・技術的に確かな情報を出していくというようなことになっております。

(岡委員長) ありがとうございます。

もう一つは、要介護者の方が移動させられてお亡くなりになったところは、今日の話では対策がなされていて、暫定的にそこにいられるような施設が整備をされているということでございますね。

それからもう一つは、戻る方は、非常に避難が長期化したので戻るのが非常に遅くなって、コミュニティが崩壊してしまったというような意見があるのですが、戻る方はこの防災の担当ではなくて、別の省庁の担当であるということですね。それで、理解するところによると、戻るのは順番にやっていて、少しずつ戻っているけれども、なかなか最後までいかないのは、基準が非常に低くて、これはもう決まっていますから、それでいろいろやらないといけないということもあると。この基準については、ちょっと今戻る話との関係だけではないのですけれども、あれでいいのかという話がありますが、逆に、被ばく線量とその効果に関する直線モデルというのは、なかなかほかにはいいものがないというような議論もあって、その辺り、どう決めるかということがあると思うのです。大規模な災害のときは、放射線被ばくのリスクだけではなくて実際は他のリスク、避難をするリスク、あるいは生活変化に伴うリスク、いろいろなものがありますので、そういうところも踏まえて考えないと一般的にはいけないよと。しかし、今すぐ何かこれで対策を変えていくことはな

かなか、一度基準に基づいて決まっておりますので難しいけれども、長期的には考えないといけない、そういうことかなと理解しているのですけれども、何か御意見ございますでしょうか。

(貫名参事官) 原子力防災担当としては、なかなかコメントできる立場ではございませんが、今現在、まだ福島事故によって避難されている方々もたくさんおられて、福島のとときに作った基準で今、動いているというところがございますので、なかなかそれを、次回もし万が一、億が一、兆が一、こういう事故が起きたときにどうすべきかというのは、なかなか今議論するのは難しいのかなとは個人的には、すみません、所掌を離れまして、考えているところでございます。

(岡委員長) 私も、行政に入ると、なかなかそういうことを急に変えたりするのは、行政上やってきたこととの関係があって難しいなと思いますけれども。

あとは、地域防災協議会があって、最近読んだ、津波でいろいろ活動されておられた方の意見に、やはり地域の方の意見で、いろいろ計画を、よく聞いて直していくといいますか、それが重要だというふうに書いてあったので、そういう改善のメカニズムとして、その地域の消防団とか、実際に地域のことをよく御存じの方々との連携はこの協議会の中で図られていくと、そういう感じなのでしょうか。

(貫名参事官) 実際はそこまで、消防団の方とかというようなところまでの方をこの地域原子力防災協議会にお呼びするということはできませんが、やはりそういった方々の意見を受けた地方公共団体の方々は、こういったところで、実はこの地域にはこんな課題があるのだといったようなことを出していただいて、では、解決するにはどうしたらいいかというようなことを、みんなで知恵を出すといったようなことをやっているということになります。

(岡委員長) ありがとうございます。

先生方、ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(中西委員) 頂いた資料の7ページと9ページを比べますと、オフサイトセンターというのは東北地方にもかなりございますね。それで、先ほどの御説明で、その取りまとめがまだ進んでいないという地域もあるのですけれども、オフサイトセンターと取りまとめの地域との関係というのはどんなふうに考えればいいのですか。

(貫名参事官) 9ページにあります緊急時対応の取りまとめ、これは原発が立地する13の地域ごとというふうに書いてあります。これは原子力発電所の施設です。

こちら、7ページの方に書いています。赤で印、三角とか、何か赤で四角で囲ってある、ここが実用発電用原子炉ということで、これは原発のオフサイトセンターだと思っていただけます。青い線があります。青い丸とか、こちらはそれ以外の施設ということで、燃料加工施設ですとか、大学の実験炉とか、そういったものが青になっておりまして、こちらの方は非常にこのリスク自体はそんなに広範囲に及ぼすものでなくて、UPZが30キロもない、PAZもないような、何かそんなところが多いので、こういう地域原子力防災協議会という大きな枠組みというよりは、各地域の地域防災計画を作成するに当たって、我々職員が相談に乗るといったような形で地域防災計画を、それぞれ原子力事故編を作っていくという、そんなプロセスで作っているものでございます。

(中西委員) 7ページでも、それぞれは防災センターですから、これは緊急時対応も考えていると。

(貫名参事官) はい。

(中西委員) だけれども、取りまとめまで至っていないと。

(貫名参事官) そうですね。正に緊急時にどう対応するかというのは、この地域防災計画の中で策定していくという形で考えておりまして、ふだんからこちらの、いわゆるそういう原発以外の原子力施設に関しては、地方公共団体の方と常にコミュニケーションをとりながら、地域防災計画を改善していくというような形をとっております。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) では、そのほかございますでしょうか。

非常に大変なお仕事で、でも、着実に進んでいっていると思います。引き続き、緊急時のいろいろな訓練も順次進んで、成果が出ていくということを期待しております。

今日は大変ありがとうございました。

(貫名参事官) ありがとうございました。

(岡委員長) それでは、議題1は以上です。

議題2について、お願いします。

(竹内参事官) 議題2、その他です。今後の会議予定について御案内いたします。

次回第38回原子力委員会の開催につきましては、日時、10月15日、13時半から、場所は8号館6階623会議室で、議題は調整中で、後日、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、これで本日の委員会は終わります。

ありがとうございました。